

東御市人権施策の基本方針・基本計画（第4回改定）（素案）に対する パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件名	東御市人権施策の基本方針・基本計画（第4回改定）（素案）
意見の募集期間	令和7年12月10日（水）～令和8年1月8日（木）
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市民ラウンジ、総合福祉センター、中央公民館、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター、北御牧公民館、
結果の公表場所	市ホームページ
提出状況	(1) 提出者数 1人 (2) 提出意見数 55件
実施機関	東御市 市民生活部 人権同和政策課 人権同和政策係 電話：0268-64-5902 ファックス：0268-64-5011 電子メール：jinken-douwa@city.tomi.nagano.jp

3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方
1	東御市新型インフルエンザ等対策行動計画にある偏見・差別等に関する啓発、偽・誤情報に関する啓発を記載すること。	ご意見につきましては、「東御市新型インフルエンザ等対策行動計画」（素案）において修正をします。本計画においては、これらのことも踏まえたものと解釈しております。 (案P54～55)
2	昨年度実施した「人権と暮らしについての意識調査」及び「生活実態調査及び意識調査」を参考資料として提供されるべき。	本計画書の資料の中で「人権と暮らしについての意識調査」結果の抜粋を掲載する予定です。 (案 資料編)
3	「同和教育」を「部落差別解消教育」「または「解放教育」とすべき。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
4	世界の基本的な動き、世界人権規約をはじめとする各条約等を記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
5	日本の基本的な動き、日本国憲法の制定をはじめとする各法律、計画等について記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
6	長野県の基本的な動き、長野県人権教育・啓発推進方針をはじめとする各条例、	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

	制度等を記載すること。	
7	東御市の動きは基本計画改定の趣旨及び基本方針Ⅰ人権同和教育・啓発の推進の1の記載とし、犯罪被害者等支援条例等を記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
8	法律と条例、計画の整合性のとれた計画の体系図とすること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
9	本計画で新規に策定された施策は第4次総合計画の政策・施策に取り入れられなければならない。本計画に政策・施策を取り入れるか、第3次総合計画の政策施策について記載すること。	本計画においては、これらのことも踏まえたものと解釈しております。
10	「人権が侵害された被害者の救済」（救済・保護体制の充実）を基本方針とし、基本施策の推進に施策を記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
11	第3章様々な人権課題に対する現状と取り組み、課題別施策の体系はどこにも位置づけが記載されておらず、基本方針にも基本計画にも位置づけがないので、整合性をとること。	追記します。 (案P2.6～7.29)
12	身分差別、部落差別とはどのような人権問題なのか、同和対策審議会答申、同和対策事業特別措置法等の国の取り組みが記載されていないので記載すること。	追記します。 (案P31)
13	第1章基本的事項の記載は通番になっていないので訂正。	訂正します。 (案P10～15)
14	人権課題の取り組みの基本方針がなく、施策の方向がいきなり記載され体系性がない。施策の方向が求められる課題への取り組みの基本方針の記載をすること。	追記します。 (案P16～21)
15	子育て支援計画とこども計画のそれぞれの視点に分けて現状と課題、施策の展開を記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
16	子育て支援計画及びこども計画について記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
17	日本版DBSの記載をすること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
18	社会における人権同和教育の現状と課題に「地域組織」「家庭」における人権同和教育に記載がないので取り組みの記載を	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

	すること。	
19	企業には、ビジネスと人権に関する指導原則の普及・啓発、人権デュー・ディリジェンスの実施の推奨について記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
20	社会に与える偽情報拡散に対する見解を記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
21	性的ディープフェイク被害から子どもを守るための教育・啓発について記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
22	偽情報を見抜く力を養うための教育・人材育成について記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
23	警察、教育機関、情報流通プラットフォーム事業者などと連携し、相談窓口の設置について記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
24	「一方」「一方」での記載を改善すること。	修正します。 (案P31)
25	施策の方向力の「人材育成」は「教職員・市職員の人権意識の育成」と明確な記載にすること。	追記します。 (案P33)
26	インターネットにおける人権侵害からの救済をおこなう人権機関の設立についての取り組みを記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
27	東御市子ども計画について記載すること。	追記します。 (案P34)
28	施策の方向イとウにいじめ・虐待、ヤングケアラー、自殺対策の取り組みについて相談・支援の充実について記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
29	施策の方向のアとク、イとオ、キとカと関連する施策をまとめて記載すること。	一部追記いたします。他のご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 (案P35～36)
30	子どもコミッショナーの設置及びアドボケートの養成を提案。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
31	子どもの自己肯定感の変化に関する調査を行い計画の有効性を検証すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
32	現状と課題に、ジェンダーギャップの解消に向けた啓発・教育の推進について記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

33	女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める県及び市議会の意見書の提出について記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
34	長野県の女性若者から選ばれる県づくりの取り組みについて記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
35	困難な問題を抱える女性に向けた相談・支援について記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
36	施策の方向力の「各種委員会・審議会」は行政の取り組みであり「地域・社会活動」とは項目を分けて施策の方向を記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
37	「地域」「地域活動」はサークルなどの自主的団体であり半公的団体である「行政区、地域づくり協議会等」と明記すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
38	現状と課題について、障害者基本法、障害者総合支援法及び障害者差別解消法等についての記載をすること。	修正します。 (案P40)
39	自立支援、地域生活支援について記載すること。	修正します。 (案P40)
40	不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供について記載すること。	修正します。 (案P40)
41	施策の方向に、相談体制の充実、権利擁護、障がい者の雇用の促進と安定の推進を記載すること。	修正します。 (案P41～42)
42	現状と課題に、高齢者虐待防止法、認知症基本法の記載をすること。	修正します。 (案P43)
43	施策の方向に高齢者虐待の防止、単身高齢者の終身サポート事業について異彩すること。	修正します。 (案P45)
44	施策の方向、教育・啓発、支援・相談体制の充実を具体的にコミュニケーションに関する支援、生活に関する支援を記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
45	施策の方向エ教育・啓発の連携に、学校における性的マイノリティの理解の促進を記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
46	公文書における性別記載について法令等で記載が定められている場合を除き性別欄を設けない対応を記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

47	人権問題は人権侵害と記載すること。	修正します。 (案P 7.15.30.52)
48	プライバシーや名誉に関する理解インターネットの特徴や影響、情報収集・発信における個人の責任や情報モラルについての教育・啓発を加えること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
49	施策の方向アの「問題解決」を「プロバイダー等への削除要請など」と明確な記載をすること。	本計画においては、これらのことも踏まえたものと解釈しております。
50	施策の方向イにおいては家庭・地域のネットリテラシーの習得とすることを提案。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
51	施策の方向オ「本人通知制度の普及啓発」は第3章1 部落差別(同和問題) 施策の方向において記載すること。	本人通知制度は特定の人権問題に限らず、広く個人の権利の侵害抑止を目的としております。
52	その他の人権問題はその他の人権侵害と記載すること。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
53	犯罪被害者等やその家族への人権侵害について、現状と課題に犯罪被害者等基本法、長野県犯罪被害者等支援条例等を記載すること。	課題別施策に「8 犯罪被害者等の人権」として新たに提起、記載します。 (案P 7.15.30.50~51)
54	施策の方向に犯罪被害者等支援に関する啓発の推進、適切かつ途切れる事のない犯罪被害者等への支援について記載すること。	課題別施策に「8 犯罪被害者等の人権」として新たに提起、記載します。 (案P 7.15.30.50~54)
55	行政における推進体制、人権尊重のまちづくり条例、人権尊重のまちづくり審議会、人権施策の基本方針、基本計画、同計画の評価制度について記載すること。	第1章 基本的事項において「4 計画推進体制」として記載します。 (案P14~15)

